

## 結婚新生活の経費を支援します



### 目的

経済的理由で結婚に踏み出せない人を対象に、婚姻に伴う新生活の経費を支援することにより、婚姻数の増加につなげ、少子化対策に寄与することを目的とする。

### 補助額

夫婦ともに29歳以下の世帯は1世帯あたり上限60万円  
それ以外の世帯は上限30万円

### 申請期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

### 対象となる世帯

対象となる世帯は次の条件を全て満たす世帯です。

1. 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出され、婚姻を機に新たに住宅を賃借又は購入し、美濃市に住民票がある世帯
2. ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
3. ご夫婦の前年度の所得の合計額が500万円未満の世帯  
※貸与型奨学金を返済している世帯は年間返済額をご夫婦の所得から控除できません。
4. 美濃市新婚世帯家賃補助金以外の、その他公的制度による家賃補助金等を受けていないこと。
5. 夫婦いずれもが市町村税の滞納がないこと。

## 対象となる経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの転入（転居）にかかる費用

1. 新規の住宅賃借費用（賃料（駐車料は対象外）、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
2. 新規の住宅取得費用（購入費）
3. 婚姻に伴う引越し費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る）
4. 婚姻に伴うリフォーム費用（外構に係る工事費用、家電の購入及び設置費用を除く）

※賃貸借契約書、売買契約書及び領収書等で確認します。

## 手続きの流れ（一般例）

▼令和5年4月1日～



## 問い合わせ先

美濃市役所 建設部 都市整備課  
電話 0575-33-1122（内線 233・234）